

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 7 号

亀山市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市火災予防条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号中 「 燃料電池発電設備
発 電 設 備
変 電 設 備
蓄 電 池 設 備
設置届出書を
」

「 急速充電設備
燃料電池発電設備
発 電 設 備
変 電 設 備
蓄 電 池 設 備
設置届出書に改め、同表備考 4 中「には」
」

の次に「、急速充電設備」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。